

📌 今月のポイント

社会保険の法改正等について ②①



最低賃金制度は、国が定める賃金の最低基準であり、すべての使用者が従業員に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。



2026年 最低賃金 について

10月以降の「**地域別最低賃金**」が決まりました。

2026年度（令和8年度）の地域別最低賃金の全国加重平均額は1,177円で、前年度から56円引き上げ（過去2番目に高い引上げ額）となりました。

改定後の 最高額は東京都の1,280円

最低額は宮崎県の1,085円 となります。



引き上げ時期は、

10月1日から12月2日までに順次発効予定です。

都道府県によって引上げ時期が違いますのでご注意ください。

			島根		鳥取		京都		福井		石川		長野		群馬		栃木							
			1,092		1,090		1,180		1,112		1,113		1,117		1,120		1,125							
			10月10日		10月3日		11月16日		10月4日		10月3日		10月2日		10月3日		10月1日							
長崎		佐賀	福岡		山口		広島		岡山		兵庫		滋賀		岐阜		山梨		埼玉		茨城			
1,087		1,095	1,114		1,101		1,141		1,104		1,172		1,136		1,121		1,113		1,196		1,136			
11月2日		11月15日	10月4日		10月8日		10月11日		10月2日		10月1日		10月3日		10月1日		11月1日		10月1日		10月18日			
		熊本	大分								大阪		奈良		愛知		静岡		神奈川		東京			
		1,092	1,096								1,231		1,107		1,195		1,154		1,279		1,280			
		12月1日	11月1日								10月1日		10月4日		10月1日		10月15日		10月1日		10月1日			
		鹿児島	宮崎		愛媛		香川				和歌山		三重								千葉			
		1,090	1,085		1,093		1,092				1,101		1,143								1,195			
		10月25日	10月24日		11月1日		10月1日				10月3日		10月1日								10月1日			
沖縄						高知		徳島																
1,086						1,086		1,103																
12月2日						10月29日		11月1日																
																								

【最低賃金の注意点】



1 最低賃金は必ず**1時間あたりの賃金**で計算します。

貸金形態	計算方法
現金貸付	現金貸付額×貸付利率×貸付期間
有価証券貸付	有価証券貸付額×貸付利率×貸付期間
不動産貸付	不動産貸付額×貸付利率×貸付期間
その他	その他貸付額×貸付利率×貸付期間

月給制	月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間
日給制	日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間
時給制	支払時給額
歩合制	歩合給 ÷ 1か月の総労働時間

3 最低賃金に違反した場合、

労働者への未払い賃金に加えて、
使用者に50万円以下の罰金が科されることがあります。

2 最低賃金に含める賃金・除外する賃金

＜含める賃金＞

毎月支払われる**基本給**
毎月支払われる**諸手当**（役職手当、資格手当、住宅手当など）

＜除外する賃金＞

臨時に支払われる賃金（慶弔手当など）
1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

残業手当、休日手当、深夜手当
精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(ただし一律支給の場合は含める)

◆次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！



※ 最低賃金の詳細については、厚労省ホームページを参照、または都道府県労働局までお問い合わせください。

記事の作成・編集：社会保険労務士法人アスミル

※本ニュースを無断で複製または転載することを禁じます。